

令和7年度

第1回定例監査及び行政監査結果報告書

企画部・港湾基地政策局

(企画課・情報政策課・秘書課・国際交流課・行政改革推進課) ・ (港湾課・跡地未来課・基地政策課)

浦添市監査委員

目 次

第1	監査の対象	1
第2	監査の期間	1
第3	監査の方法	1
第4	監査を実施した監査委員	1
第5	監査の結果	2
第6	指摘事項等		
1	指摘事項等の内容別件数	2
2	是正事項	3
3	注意事項	3
第7	むすび	4

第1 監査の対象

1 対象範囲

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに執行された予算に係る事務

2 対象部署

- ・企画部（企画課・情報政策課・秘書課・国際交流課・行政改革推進課）
- ・港湾基地政策局（港湾課・跡地未来課・基地政策課）

第2 監査の期間

令和7年8月12日から令和7年10月20日まで

第3 監査の方法

今回の定例監査及び行政監査は、提出された監査調書により、関係帳簿等との照合及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、事務処理の適否等について実施した。

第4 監査(説明の聴取)を実施した監査委員

実施年月日	監査対象所属	監査委員
令和7年10月17日(金)	<ul style="list-style-type: none">・企画課・情報政策課・秘書課・国際交流課・行政改革推進課	宮島達彦 金城大輔
令和7年10月20日(月)	<ul style="list-style-type: none">・港湾課・跡地未来課・基地政策課	宮島達彦 金城大輔

第5 監査の結果

監査の結果について、各部署の事務はおおむね良好に行われていることが認められたが、一部の事務において、適正でないものや検討又は注意が必要な事項が見受けられたので以下、後述する。なお、軽易な事項については、それぞれ監査の過程において触れたので省略する。

第6 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

1 指摘事項等の内容別件数 (単位 件)

区分(※注1) 部局・課名		指摘事項等の内容別件数			
		指摘事項	是正事項	注意事項	合計
企画部	企画課	—	—	3	3
	情報政策課	—	—	13	13
	秘書課	—	—	—	0
	国際交流課	—	—	2	2
	行政改革推進課	—	—	3	3
港湾基地政策局	港湾課	—	1	3	4
	跡地未来課	—	—	6	6
	基地政策課	—	—	1	1
合計		0	1	31	32

(※注1) 指摘事項等の区分は、次のとおりである。

- ア 指摘事項 重大な違法、不当及び不正の状況があるもの
- イ 是正事項 改善を要する悪い状況を改め正す必要があるもの
- ウ 注意事項 好ましくない状況があるので、気を付けるよう申し述べる必要があるもの

2 是正事項

・契約事務について

当初契約から設計変更により増額となった工事を執行後に変更契約を行っているもの (港湾課)

3 注意事項

(1) 文書事務について

ア 起案用紙の施行年月日及び完結年月日について、文書取扱規程第 36 条に定めのない日付または同規程第 38 条の規定と相違している日付が記載されているもの

(企画課・情報政策課・国際交流課・行政改革推進課・港湾課・基地政策課)

イ 起案用紙において、中間決定者欄に「後閲」との表示があるもの (情報政策課)

(2) 契約事務について

ア 改正民法を踏まえて、契約条項の見直しや用語の訂正等を行っていないもの (企画課・情報政策課・行政改革推進課)

イ 執行伺書において、履行期間の記載がないもの、及び締結伺書に履行期間、見積もり結果の記載がないもの (企画課)

ウ 契約書において、廃止された「浦添市個人情報保護条例」を根拠とする条項を定めているもの (情報政策課)

エ 前年度に起案した執行伺書に「準備行為」である旨の記載がないもの (情報政策課)

オ 契約書に規定された参照条項に不整合が見られるもの (情報政策課)

カ 改正された「浦添市契約規則」を踏まえて、根拠条項の見直しを行っていないもの (情報政策課)

キ 契約保証金において、契約規則第 6 条第 1 項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載および資料の添付がされていないもの (情報政策課)

ク 公告に示した事務処理の日程に遅延が生じているもの (情報政策課)

ケ 随意契約の執行伺において、予算規則第 20 条 (別表 3 (5)) に規定されている財政課長及び財務部長の合議を得ていないもの (情報政策課)

コ 契約書において、入札前に行うべき手続きを定めているもの (情報政策課)

サ 執行伺書に記載された予算額が予算の根拠資料に記載された額と相違してい

- るもの (情報政策課)
- シ 変更契約において、一部、決裁を経ていない内容を変更契約書等に記載しているもの (情報政策課)
- ス 契約書において、旧条例を用いているもの (国際交流課)
- セ 執行伺書において、随意契約の根拠となる執行予定額の記載及び積算根拠資料の添付がないもの (行政改革推進課)
- ソ 執行伺書において、予算額の記載がないもの (港湾課)
- タ 締結伺において、予算額、予定価格、見積書金額、契約金額の記載がなく添付資料として記載されている契約書(案)と見積書の添付がないもの (港湾課)
- チ 行政財産の目的外使用の許可について公有財産規則第5条に基づく総務部長協議が貸付相手方との協議後となっているもの (跡地未来課)
- ツ 行政財産の目的外使用の貸付に係る契約について、執行伺を行っていないもの (跡地未来課)
- テ 締結伺書において、契約保証金の扱いが明示されていないもの (跡地未来課)
- ト 行政財産の目的外使用の貸付に係る契約について保証金額が浦添市公有財産規則の規定に基づいて設定されていないもの (跡地未来課)
- ナ 執行伺書に予算額の記載がなく、根拠資料の添付もないもの (跡地未来課)
- ニ 同一契約において、提案上限額が設定されるべきところに予定価格と記載したことで予定価格の設定が2回行われているもの (跡地未来課)

第7 むすび

一部の工事において、変更契約の締結前に増額部分の工事が実施されていた。工事中に予期せぬ事態が発生し、設計変更が生じる事が度々見受けられる。迅速な対応が求められる場面もあるが、契約手続の順序を遵守することは、財務会計事務の適正化に資するものであり、今後は適切な事業執行管理の徹底を望む。

今回の監査において、事務の不適切な処理が、軽易な事項も含め多くみられた。再発を防止するために、今回の事案にかかる経緯及び原因を十分精査・検証し、課内におけるチェック体制の確立も含め、執行のあり方について十分に検討されたい。

市長におかれては、令和2年4月1日施行の地方自治法第150条第2項に基づく内部統制について、担任する事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき職員研修等必要な体制を整備するよう努められたい。